

仕様書

1 業務名

さいたま市立大和田小学校屋内温水プールを活用した水泳授業に係る送迎バス運行業務

2 履行場所

さいたま市立大和田小学校（さいたま市見沼区大和田町1丁目2000番地）と指定する周辺校の学校間外

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月26日までとする

4 事業の目的

さいたま市立大和田小学校の屋内温水プールで水泳授業を実施するため、周辺校の児童・生徒を安全かつ円滑に送迎することを目的とする。

5 法令遵守

- (1) 受託者は、業務の実施にあたり当該業務の関係法令を正しく理解し、かつ、遵守するとともにその法令に関する諸基準並びにこれに基づいてなされる委託者の指示に従わなければならない。
- (2) 受託者は、道路運送法第4条の規定に基づく一般旅客自動車運送事業者として国土交通大臣の許可を得ていること。

6 業務内容

(1) 車両の送迎運行

受託者は、バス1台～2台で次に示す実施対象校（以下、「実施校」という。）とさいたま市立大和田小学校の間を次に示す回数送迎運行するものとする。（一日2～3往復するものとする。）

蓮沼小学校（さいたま市見沼区蓮沼 1-1070）	3 2 回
七里小学校（さいたま市見沼区東宮下 3-12）	1 2 回
東宮下小学校（さいたま市見沼区東宮下 2-15-1）	8 回
大谷小学校（さいたま市見沼区大谷 118）	4 8 回
大谷中学校（さいたま市見沼区大谷 1634-2）	1 6 回

(2) 事前打合せ協議

受託者は、児童がバスに乗降車する際のバス停車場所、安全対策、バスの運行経路等について、業務を開始する日までに、実施校と事前打合せ協議を行うものとする。

(3) 運行日

現時点でのバス運行日及び乗車人数については別紙1のとおりとする。運行日は目安であり、初回運行日の1ヶ月前までに最終的なバス運行日、バス乗車予定人数及びバス手配台数を、受託者へ通知し、委託者と受託者が協議の上、決定するものとする。

なお、期間中の運行日数は最大で54日間を上限とする。

(4) 運行時間

学校の時間割に基づき、以下の時限開始に合わせて移動する。時刻は目安であり、実際に運行する時間は、実施校ごとに協議の上、決定するものとする。

小学校

区分	1・2時間目	3・4時間目	5・6時間目
実施校→大和田小	8:40-8:50	10:30-10:40	13:25-13:35
水泳授業（待機時間）	9:00-10:00	10:50-11:50	13:45-14:45
大和田小→実施校	10:10-10:20	12:00-12:10	14:55-15:05

中学校

区分	1・2時間目	3・4時間目	5・6時間目
実施校→大和田小	9:00-9:10	11:00-11:10	13:50-14:00
水泳授業（待機時間）	9:20-10:20	11:10-12:10	14:10-15:10
大和田小→実施校	10:30-10:40	12:20-12:30	15:20-15:30

(5) バスの点検及び清掃

バス運行日は、送迎運行開始前にバスの点検を実施するものとする。また、一日の送迎運行終了後は、バスの点検及び清掃を行うものとする。

(6) バスの送迎運行に付随する業務

受託者は、上記(1)から(5)までに掲げる業務に付随する業務として、次に掲げる業務を行うものとする。

- ① 燃料等の給油及び購入
- ② 修理全般、タイヤの交換、消耗品等の管理及び購入
- ③ 備品管理
- ④ その他車両管理のための事務手続

7 業務実施上の留意事項

- (1) 受託者は、次の要件を満たすバスを2台受託者の負担で用意し、業務を実施するものとする。
 - ① 定員70名程度乗れる（手すりに掴まる人数含む）の大型バスであること
但し、別紙1で示した乗車人数を載せられる台数を確保できるのであれば、定員70名以下のバスでも構わない。
 - ② 法定点検整備及び継続検査による整備を実施したもの
 - ③ 自動車保険（任意保険）に加入しているもの
 - ④ 自動車損害賠償責任保険等に加入しているもの
- (2) 1台のバスの乗車人数の上限は、教職員を含め、小学校1・2年生は50名まで、小学校3年生から中学校3年生までは70名までとする。
- (3) 児童等の乗降時の安全確認及び人数確認は、実施校の責任の範囲で行うものとする。
- (4) 車両の運行及び乗車中の安全確保は受託者の責任とする。
- (5) 業務を実施した日の業務終了後は、受託者が管理する保管場所でバスを保管すること。ただし、実施校における水泳授業中の待機場所として、見沼グリーンセンターの北駐車場（さいたま市北区見沼2丁目94番地）の指定の場所を使用することができるものとする。

8 事故処理全般に関する事務

業務の履行に伴って万が一事故が発生した場合には、直ちにその旨を関係機関及び委託者に連絡し、委託者と協議のもと、責任をもってその一切の処理手続を行うものとする。

9 委託実施計画書並びに運行記録

(1) 委託業務実施計画書

委託者は契約後、以下の内容を記載した委託業務実施計画書を作成し、委託者に報告する。また、年度の途中で変更があった場合は、速やかに委託業務実施計画書を再提出すること。

- ① 各車両の運転手名並びに搭載した携帯電話の番号
- ② 緊急時及び災害発生時の対応方法
- ③ 運行経路

(2) 報告

運行日ごとに送迎バス運行日報（様式1）を作成し、月ごとに業務完了報告書と併せて遅滞なく委託者へ提出し業務完了の確認を受けるものとする。

10 業務従事者

- (1) 運行業務を履行するため、この業務に適任の運転士をバスごとに配置し、細心の注意をもって業務に当たり、バス利用者に対し、節度ある態度をもって接するものとする。

(2) 受託者は、契約締結後速やかに次のア～ウの書類等を委託者に提出すること。採用、退職等で運転士に変更があった場合も同様とする。

① 業務担当者責任者及び組織体制届

② 運転士名簿（氏名、本業務の従事において法令の定めにより必要とする免許・資格名、従事業務内容を記載し、顔写真を貼付したもの）

③ 乗務員名簿に記載した免許・資格名を証明する書類等の写し

11 その他

(1) 善管注意義務

受託者は、業務を行うに当たっては、関係法令を遵守し、業務責任者及び業務従事者の適正な配置、指揮監督及び教育指導を行い、規律及び風紀を維持し、委託の趣旨に従い、善良な管理者の注意をもって業務を実施しなければならない。

(2) 労働法上の責任

受託者は、業務理責任者及び業務従事者に対する雇用者及び使用者としての労働基準法、労働安全衛生法（特に運転者の健康管理）、労働災害補償保険法、職業安定法その他関係法令を遵守し、責任をもって労務管理を行うものとする。

(3) 損害賠償

①業務の履行中に受託者の責に帰すべき理由により、委託者及び第三者に損害を与えたときは、受託者は、その損害賠償の責任を負う。賠償額については、委託者に損害を与えたときは、協議の上これを定め、第三者に損害を与えたときは、受託者と第三者間で協議の上決定するものとする。

②受託者は、自動車保険の対象となる対人、対物、搭乗者及び車両の事故については、その損害に対する賠償責任を負い、かつ、これに伴う一切の費用を負担する。

(4) 業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならず、かつ、他の目的に使用してはならない。契約終了後も同様とする。

(5) 業務の履行による個人情報の取扱いに当たっては、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない。

(6) この仕様書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、委託者と受託者とがその都度協議の上、決定するものとする。

(7) 委託料には、自賠責保険及び任意保険（車両、対人対物、搭乗者傷害）等の保険料、並びに運行に係る燃料費、日常点検にかかる費用を含むものとする。

(8) 委託料の支払は月払いとする。

(9) 本仕様書に疑義が生じた場合は、委託者及び受託者双方で協議し、変更することができるものとする。